

訪問看護ステーション さくら

運営規程

【事業の目的】

第1条 この運営規程は、公益社団法人いちき串木野市医師会が開設するいちき串木野市医師会立脳神経外科センター訪問看護ステーションさくら（以下「ステーション」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定老人訪問看護または指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

【運営方針】

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、要介護者または要支援者が自立した日常生活を営むことができ、生活の質の向上の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業者及び事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|---|
| (1) 事業者 | 公益社団法人 いちき串木野市医師会 |
| (2) 事業所 | いちき串木野市医師会立脳神経外科センター
訪問看護ステーション さくら |
| (3) 所在地 | 鹿児島県いちき串木野市生福 5419 番地 5
(いちき串木野市医師会立脳神経外科センター隣地) |

【職員の職種、員数及び職務内容】

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し、介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することが出来る。

(1) 管理者：1名（看護師）

管理者は、ステーションの職員を指導監督し、適切な事業が行われるよう総括する。

さらに、地域医療、保健所等の連絡調整、地域の要介護老人の実態等の把握、各種公的福祉サービスの広報啓発活動、運営規定条項の管理等を行う。職員は、自己啓発、管理者との情報交換を行いながら、利用者への在宅療養に関する適正な社会資源の紹介、生活の質の向上の確保を図り、介護又は自立支援を中心とした訪問看護を実施するものとする。

- (2) 看護師・准看護師：1.5 名以上（非常勤看護師等含む）の計 3 名以上(管理者含む)。
看護師等常勤換算数は 2.5 名以上とする。
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 実情に応じた適当数を配置する。
看護師、その他の従事者は、連携し訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供にあたる。介護予防も含む。

【営業日・営業時間及び通常の事業実施区域】

第 5 条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとし、土日、国民の祝日、お盆（8 月 14 日～15 日）、
年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）を除く。ただし利用者の病状により必要
がある場合のみ訪問する。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。
- (3) 電話等により、24 時間常時対応が可能な体制とする。
- (4) 通常の実施区域 いちき串木野市
利用者の居宅が、通常の事業の実施区域外の場合、
第 9 条のに基づき、1 回の訪問毎に 250 円請求致します。

【訪問看護及び介護予防訪問看護の提供方法】

第 6 条 主治医から依頼又は利用者が訪問看護を希望し、主治医が必要と判断した場合に訪問看護指示書に基づき利用が開始となる。

- 2 看護師等は、訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書を作成し、利用者又はその家族に対して説明し同意を得て利用者に計画書を交付する。
- 3 看護師等は、訪問ごとに記録をし、並行して月に 1 回、訪問日・提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書又は介護予防訪問看護報告書を作成して主治医に提供し指示を受ける。

【訪問看護で提供するサービスの内容】

第 7 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

【緊急時等における対応方法】

第8条 1 管理者は常に携帯を所持する。

看護師等は、サービス提供中を実施中に、利用者の病状に急変及び特別な医療措置を要する場合は、速やかに主治医に連絡を行う。また、主治医不在の場合及び夜間については救急告示を受けている併設病院にて受入を行う。

- 2 感染症や災害等が発生時、必要なサービスが安定的かつ継続的に提供できるように、関係地区町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との連携、ICTの活用した協力体制を構築する。
- 3 利用者に必要なサービスが、安定的かつ継続的に提供できるように、感染症や災害時（BCP）等のマニュアルの策定や研修、訓練等を実施し、状況に応じた体制を確保する。
- 4 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、本事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整を行うものとする。
- 5 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、本事業所の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を本事業所は負わないものとする。

【利用料】

第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その額に医療保険証による自己負担割合を乗じる額とする。

交通費 : 通常のサービス実施区域内の場合、訪問看護費に含まれる
(通常のサービス実施区域外の場合、1回の訪問に毎に250円徴収)
※通常のサービス実施区域「いちき串木野市」

衛生材料費 : 実費

死後の処置 : 6,600円(税込)

キャンセル料 : 1,500円(税込)
(利用者の都合による連絡なきキャンセルの場合)

文書料 : 文書により変動有り(院内規定に準ずる)

- 2 前項の支払いを受ける場合は、利用者及びその家族に対し、事前に文書で説明をしたうえで、同意を得るものとする。

【サービス内容に関する苦情処理体制】

第10条 本事業所は、提供した指定訪問看護にかかる利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けるための窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言を受

けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 4 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該助言又は指導に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 本事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

① サービス利用者相談・苦情担当

担当：訪問看護ステーションさくら 管理者 電話：0996-32-2020

② 鹿児島県国民健康保険団体連合会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル内 電話：099-213-5122

③ 鹿児島県医療安全支援センター

〒890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 電話：099-286-2000

④ 通常の事業の実施地域内の市町村

いちき串木野市役所 串木野庁舎（長寿介護課介護保険係）

〒896-8601 いちき串木野市昭和通り133-1 電話：0996-32-3111

いちき串木野市役所 市来庁舎（市民課市民生活係）

〒899-2101 いちき串木野市湊町1丁目1番地 電話：0996-36-3111

【事故発生時の対応】

第11条 訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス提供に際して事故が発生した場合は事故の状況及び事故に際して行った処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、利用者に対して損害を賠償する。

【記録の整備】

第12条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する訪問看護及び介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しその完結の日から5年間保存する。

- (1) 主治医による指示の文書
- (2) 訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書又は介護予防訪問看護報告書
- (4) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 市町村への通知による記録
- (6) 苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況

【秘密保持】

第13条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

【個人情報の保護】

第14条 利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及び公益社団法人いちき串木野市医師会立脳神経外科センター・個人情報保護法マニュアル等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

- 2 また、個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。
- 3 訪問看護及び介護予防訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

【人権の擁護・虐待防止】

第15条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待の発生または再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

- 一 人権擁護・虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
- 四 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待防止担当者：管理者 田島 理絵

- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業書従業者又は擁護者（利用者の家族など利用者を現に養護する者）による虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村に報告するとともに再発防止策を講じる。

「その他運営についての留意事項」

第16条 ステーションは、社会的使命を充分確認し、職員の質的向上を図るため研修・研究の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 ハラスメント等、職員への著しい迷惑行為によって、職員の就業環境が害される場合、サービスの中断や契約を解除する措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は公益社団法人いちき串木野市医師会立脳神経外科センターとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【オーダーメイド訪問看護サービス】

第 17 条 多様なニーズに対応するために、オーダーメイドの看護サービスを実施する。

附則	平成 25 年	8 月	1 日	施行	令和 3 年	4 月	1 日	改定
	平成 29 年	4 月	24 日	改定	令和 5 年	4 月	1 日	改定
	平成 30 年	4 月	10 日	改定	令和 5 年	11 月	4 日	改定
	平成 31 年	4 月	1 日	改定	令和 6 年	5 月	15 日	改定
	令和 7 年	7 月	22 日	改定				

「令和 7 年 7 月 22 日 改定の変更点」

第 3 条 【事業者及び事業所の名称等】 を変更
事業者 を追加

第 5 条 【営業日・営業時間及び通常の事業実施区域】 を変更
通常の事業実施区域 を追加

この規定は、令和 7 年 7 月 22 日から施行する。